

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該日は、  
がと日(翌日)  
の翌日)

## 鳥取県規則第二十六号

鳥取県本府事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部  
を改正する規則

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十  
七号)の一部を次のように改正する。

- ◆規則 鳥取県本府事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁  
規制の一部を改正する規則
- ◆訓令 鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則
- ◆許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を  
改正する訓令

## 規則

鳥取県本府事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改  
正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

〔一〕 第十七条の八の二の規定による消防設備士の講習の実施  
別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄第九号中「第六条」を「第  
七条」に改め、「鳥取県立岩井長者寮」の下に「及び鳥取県立福原莊」  
を加える。

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を  
加える。  
十一の二 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第三条  
の規定による鳥取県立福原莊の利用の許可

十一の三 鳥取県立福原莊管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第  
十三号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第九条の規定による使用料の徴収猶予の決定
- (二) 第十二条の規定による身元引受人の変更の承認
- (三) 第十三条の規定による入所者に対する措置の命令又は必要な指
- 示
- (四) 第十四条の規定による入所の許可の取消し
- 別表第三児童家庭課の項課長専決事項の欄第三号及び第四号を次のように改め、同欄中第十号を削り、第十一号を第十号とする。
- (三) 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十二条(第十九条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に対する資金の貸付けの決定
- (四) 母子及び寡婦福祉法施行令(昭和三十九年政令第二百二十四号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十二条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による資金の貸付けの停止の決定
- (二) 第十四条第一項第三号及び第二項(第二十九条においてこれら
- の規定を準用する場合を含む。)の規定による母子福祉団体に対する承認及び報告の徴収等
- (三) 第十五条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による貸付金の一時償還の決定
- (四) 第十六条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による違約金(母子福祉団体に係るものに限る。)の徴収金額の決定及び徴収
- (五) 第十八条(第二十九条において準用する場合を含む。)の規定による償還金(母子福祉団体に係るものに限る。)の支払の猶予

の決定

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第五号(一)を次のように改める。

- (一) 第八条第三項の規定による歯科技工士の処分についての厚生大臣への具申

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第四号及び第五号を次のように改める。

四 歯科技工法第二十六条第一項第四号の規定による歯科技工の業又は歯科技工所に関する広告する事項の許可

五 歯科技工法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定による歯科技工士試験の実施

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

別表第三農蚕園芸課の項部長専決事項の欄中第十号を第十二号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第八条の三第一項の規定による卸売業又は小売業の許可(農蚕

園芸課の項課長専決事項の欄第四号に掲げるものを除く。)

- (二) 第八条の三第三項において準用する第八条の二第四項の規定による米穀の卸売の業務又は小売の業務に関して必要な改善措置をとるべき旨の命令

- (三) 第八条の三第三項において準用する第八条の二第五項の規定による販売業の許可の取消し等

七 食糧管理法施行令（昭和二十一年政令第三百三十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の九第二項の規定による市町村の区域を超える区域又は市町村の区域を分けた区域の決定

(二) 第五条の十一第三項第二号の規定による卸売業の許可を行う必要がある旨の公示

(三) 第五条の十二第三項第一号の規定による小売業の許可を行う必要がある区域の指定

うに改める。

四 食糧管理法第八条の三第一項の規定による卸売業又は小売業の許可のうち次に掲げるもの

(一) 卸売業又は小売業の許可を受けた者の業務を承継して卸売業又は小売業を行おうとする者に対する許可

(二) 卸売業の許可の有効期間の満了後においても引き続き卸売業を行おうとする者に対する許可

(三) 小売業の許可の有効期間の満了後においても引き続き小売業を行おうとする者に対する許可

(四) 小売業の許可を受けていた者で営業所又は販売所の所在地を変更して引き続き小売業を行おうとする者に対する許可

五 食糧管理法施行規則（昭和五十七年農林水産省令第一号）に基づく知事の権限に属する事務

別表第三農蚕園芸課の項課長専決事項の欄第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第五号(三)中「第二十条第二項」を「第二十条第一項」に、「と殺に関する指示」を「剖検等の実施」に改め、同欄第十号を次のように改める。

十 飼料の安全性の確保及び品質の改善による法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条の七の規定による販売業者に対する飼料又は飼料添加物の廃棄又は回収の命令

(二) 第九条第一項の規定による製造業者等に対する表示事項の表示又は遵守事項の遵守の指示

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十一号(二)を次のように改める。

(一) 第七十一条の規定による医薬品等の廃棄等の措置の命令又は廃棄等の実施

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十一号中(二)を(三)とし、(三)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第七十六条の規定による薬局等の管理者の変更の命令等の処分の理由の通知及び処分について弁明等の機会の供与

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十一号中(二)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第七十二条の規定による薬局等の構造設備の改善の命令又はその使用の禁止の命令

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十四号及び第十五号を削る。

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第三号(九)中「又はその使用の停

止  
を削り、同欄第六号の次に次の「一」号を加える。

六の二 家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第十二条の規定による営業保証金の供託の届出等に係る通知

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第十号を次のように改める。

十 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第七条の規定により知事の権限に属するものとされた飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十条第一項の規定による製造業者等からの業務に関する報告の徵取

(二) 第二十二条第一項の規定による製造業者等の事業場等への立入検査等の実施

(三) 第二十二条第五項の規定による収去させた飼料等の試験の結果の概要の公表

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第十号の次に次の「一」号を加える。

十の二 鳥取県飼料検定条例施行規則（昭和五十二年三月鳥取県規則第二十号）第四条の規定による検定結果の通知

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第十一号(一)中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改め、「許可」の下に「及び卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可」を加え、同号中(四)を削り、(四)を(五)とし、(三)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第三十三条第一項の規定による配置販売業者等の身分証明書の交付

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄十一号中(八)を削り、(九)を(八)とし、(八)を(七)とし、(七)の次に(八)として次のように加える。

(八) 第七十一条の規定による医薬品等の検査を受けるべきことの規定による

令

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第七号(一)中「水産物の卸売のため」を「市場施設（関係事業者施設用地に限る。以下水産課の項課長専決事項の欄第八号(四)から(八)まで及び(一)において同じ。）」に改め、同欄第八号を次のように改める。

八 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条第一項の規定による仲卸業務の許可

(二) 第十六条第一項の規定による仲卸業務の許可の取消し

(三) 第十八条第一項の規定による売買参加者の登録

(四) 第二十三条第一項の規定による売買参加者の登録の取消し

(五) 第四十五条第一項ただし書の規定による市場施設の転貸等の承認

(六) 第四十五条第二項ただし書の規定による市場施設を本来の用途以外の用途に使用することの承認

(七) 第四十七条第一項の規定による市場施設の利用の許可の取消し

(八) 第四十七条第二項の規定による市場施設の利用の許可の全部若しくは一部の取消し又は利用の制限若しくは停止等の命令

(九) 第四十八条の規定による市場施設の返還期間の指定又は返還の

## 特例の承認

(二) 第五十二条の規定による仲卸業務の許可の取消し又は売買参加者の登録の取消し

(二) 第五十五条第二項の規定による市場施設の補修又は費用の弁償の命令

別表第三水産課の項課長専決事項の欄中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

(一) 鳥取県営境港水産物地方卸売市場管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十一条第二項の規定による仲卸業務許可証の再交付

(二) 第五十条第一項の規定による卸売業者等に対する報告若しくは資料の提出の要求又は事務所等への立入検査の実施

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第十八号中「母子福祉法」を「母子及び寡婦福祉法」に、「第十条」を「第十条第一項及び第三項（第十九条の二第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に、「母子福祉資金の貸付（母子福祉団体に対する貸付並びに一時償還の決定、償還の免除の決定及び貸付金の停止の決定に関する件を除く。）」を「資金の貸付けの決定」に改め、同項第十九号を次のように改め、同項第二十一号を削る。

十九 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの（鳥取市の

区域に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区域に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及び境港市の区域に係るものについては西部福祉事務所長）

(一) 第十条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金の交付の停止又は減額の決定

(二) 第十一条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による修学資金等の貸付けの停止の決定

(三) 第十六条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による違約金（母子福祉団体に係るもの除く。）の徴収金額の決定及び徴収

(四) 第十八条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による償還金（母子福祉団体に係るもの除く。）の支払の猶予の決定

別表第二岩井長者寮長の項第一号(二)中「第六条」を「第七条」に改める。

別表第二歯科衛生士学院長の項第二号を次のように改める。

二 鳥取県立歯科衛生士学院学則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号）に基づく知事の権限に属する事務

別表第二地方農林振興局長の項第九号を次のように改める。

九 削除

別表第二地方農林振興局長の項中第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 治山及び地すべり防止事業の施行のための損失の補償に係る契約の締結

別表第二地方農林振興局長の項第三十一号中「（開拓者に対する資金の貸付けを除く。）」を削る。

- 別表第二家畜保健衛生所長の項第三号(一)中「第四条第四項」を「第四条第三項」に改め、「牛、馬等が死亡した旨の」を削り、同号(三)中「行なつた」を「行つた」に改め、同号(四)中「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に改め、「家畜が患畜又は疑似患畜となつた旨の」を削り、同項第七号中(二)を(三)とし、同号中(一)の次に(二)として次のように加える。
- (二) 第二十条第四項に規定する身分を示す証票の交付
- 別表第二家畜保健衛生所長の項中第九号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。
- 十一 鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）
- 第四条第一項第一号の規定による手数料の減免（同規則別表第百四十三号から第百四十八号までに規定する手数料に係るものに限る。）
- 別表第二家畜保健衛生所長の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の二号を加える。
- 八 薬事法第六十九条の規定による薬局開設者等に対する報告の命令  
又は薬局等への立入検査等の実施
- 別表第二水産物地方卸売市場長の項第一号中「水産物の荷さばきの業務のため又は給水施設の利用ための市場」を「市場施設（関係事業者施設用地を除く。以下水産物地方卸売市場長の項第三号(一)から(四)まで及び(三)において同じ。）」に改め、同項中第三号を次のように改める。
- 三 鳥取県営港水産物地方卸売市場管理規則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第四条第二項の規定による市場の臨時の開場又は休場の決定  
(二) 第五条第一項ただし書の規定による市場の開場時間の変更

- (三) 第二十四条第一項の規定による附属営業の許可
- (四) 第二十五条の規定による附属営業の開始等の届出の受理
- (五) 第二十六条第一項の規定による附属営業の許可の取消し
- (六) 第三十二条第一項ただし書の規定による自己の計算において卸売を行うことの承認
- (七) 第三十三条第一項ただし書の規定による卸売ができる市場の水産物の保管場所の指定
- (八) 第三十八条第一項ただし書の規定による市場の周辺地域における水産物の買入れ等の許可
- (九) 第三十九条第一項の規定による売買の差止め、又はせり直し若しくは再入札の命令
- (十) 第三十九条第二項の規定による売買の差止め
- (十一) 第四十五条第一項ただし書の規定による市場施設の転貸等の承認
- (十二) 第四十五条第二項ただし書の規定による市場施設を本来の用途以外に使用することの承認
- (十三) 第四十六条第一項の規定による市場施設の現状変更等の承認
- (十四) 第四十六条第二項の規定による市場施設の原状回復又は費用弁償の命令
- (十五) 第四十七条第一項の規定による市場施設の利用の許可の取消し
- (十六) 第四十七条第二項の規定による市場施設の利用の許可の全部若しくは一部の取消し又は利用の制限若しくは停止等の命令
- (十七) 第四十八条の規定による市場施設の返還期間の指定又は返還の特例の承認

## 鳥取県規則第二十七号

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則

鳥取県消防表彰規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平林鴻三

## 鳥取県訓令第三号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を  
次のように定める。

昭和五十七年三月三十一日

- (ア) 第五十一条の規定による卸売業者等に対する業務又は会計に関する改善措置の命令
- (イ) 第五十二条の規定による附属営業の許可の取消し又は卸売業者等に対する業務の停止等の命令
- (ウ) 第五十三条第二項の規定による無許可営業者等に対する市場外への退去命令
- (エ) 第五十四条第二項の規定による市場内での禁止行為に違反した者に対する行為の制止又は市場外への退去等の命令
- (オ) 第五十五条第二項の規定による市場施設の補修又は費用の弁償の命令
- 別表第四地方農林振興局長の項第一号を次のように改める。

## 一 削除

## 附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

第五十三条第二項の規定による無許可営業者等に対する市場外への退去命令

第六条に次の二項を加える。

- 3 前二項に定めるもののほか、表彰の申請の手続は、知事が別に定めるところによるものとする。

第七条を削り、第八条中「第六条第二項」を「前条第二項」に「三月七日に行うを例とする。」を「四月に行うものとする。」に改め、同条を第七条とする。

別記様式第一号及び別記様式第二号を削る。

## 附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

## 訓 令

鳥取県知事 平 林 鴻 三

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令（昭和五十二年二月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表医務課の項第二十四号を削り、同項第二十五号中「二五」

「二〇」を「工歯科技二五五二〇」

に改め、同項中同号を第二十四号とし、第二十六号を削り、同項

第二十七号中「一〇三」を「一〇」

に改め、同項中同号を二十五号とし、以下二号ずつ

繰り上げる。

別表畜産課の項第六号中「許可」の下に「及び卸売一般販売業の許可を受けている者に対する医薬品の販売又は授与の相手方の変更の許可」を加える。

#### 附 則

この訓令は、昭和五十七年四月一日から施行する。